

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番 土井君、17番 松本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（石橋英和君）日程第2 一般質問を行います。

順番8、15番 田中君。

〔15番（田中博晃君）登壇〕

○15番（田中博晃君）皆さん、おはようございます。それでは、2日目のトップバッターとして精いっぱいやらさせていただきます。

今回、私は一般質問、二項目上げさせていただきました。

まず一つ目なんですけれども、防災行政無線設備の放送内容についてということです。情報というのは、幾重にも重ねてこそ、セーフティネットとして幾重にも重なって初めて効果があるのではないかと、そのように考えております。

本市のデジタル防災行政無線は、災害情報

や緊急情報を市民の皆さんに伝える一つのツールである。本市ホームページによると、橋本市のデジタル防災行政無線設備は、地域防災計画に基づき、地震、台風、水害などの災害情報や緊急情報を屋外拡声子局から音声やサイレンによって、地域の皆さんにより早く、正確に情報をお知らせするためのシステムですと書かれています。また、1、生命、財産にかかわることを中心に、市民の安全、安心のための防災行政情報の拡声放送、2、国民保護法に基づく全国瞬時警報システム、Jアラートの放送、3、災害時屋外各子局との双方向通信による災害情報の収集や避難場所との情報交換と掲載されています。

しかしながら、振り込み詐欺等の放送はよく耳にするものの、不審者情報や気象警報など、市民の生活や安全に直結する事案についての情報発信が少なく感じられます。

例えば、今年の3月なんですけれども、小学校の卒業式の日には暴風警報が発令されました。そのときも、各学校からはメールや電話等で休校であるというお知らせが届いておったんですけれども、いかんせん、朝の忙しい時間になります。どうしても連絡にはタイムラグも発生します。その中で、そのときは当日は休みになったんですけれども、その後、地域の方々や保護者から、できたら防災無線で流してもらえたら早く気づいたりですとか、もし歩いている子どもたちがいたら、防災無線を聞いていたら、地域の大人たちが、きょう学校休みやでというふうには伝えられたんじゃないかというふうにも言われました。防災はしもとメールの利用人数は、まだ多分、約2,700人ぐらいだと思うんですけれども、防災

行政無線との併用で、メール登録者以外にも情報発信が行え、また不審者等には放送することでの抑止力にもつながるのではないかと考えて、以下の質問をいたします。

1、防災行政無線の放送内容の決定方法について。2、他部署から要請があった場合の対応についてです。

続いて二項目めです。エレベーター防災についてです。東日本大震災から約2年3カ月。内閣府が今年1月に発表した想定によると、マグニチュード7.3、震度6強の首都直下型地震が起こった場合、マンションなどのエレベーター30万基が停止し、1万人以上が閉じ込められてしまうとされています。また、2005年7月に発生した千葉県西部地震では、首都圏で約6万4,000基のエレベーターが緊急停止し、78件の閉じ込め事故が発生しました。日本エレベーター協会の資料では、そのときの地震で救助や復旧の要請が殺到して、閉じ込め救出に最大3時間を要したとされています。

本市においても、行政、民間を問わず、多数のエレベーターが設置されていますが、災害時にはエレベーターがとまり、非常用電源等が作動せず、場合によっては、そこで利用者が閉じ込められるという可能性もあります。

不幸にも災害が発生した場合、何時間もエレベーターに閉じ込められる可能性があることから、非常食や水等のいわゆるエレベーター防災備蓄ボックスを、まず公共施設のエレベーターに設置してはどうかと考え、以下の質問を行います。

1、エレベーター管理会社と本市間における緊急時の救助、復旧対応策について。2、本市職員が緊急停止したエレベーターを動かせるのか。3、エレベーター防災備蓄ボックスの設置について。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の質問項目1、防災行政無線の放送内容に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（北山茂樹君）登壇〕

○総務部長（北山茂樹君）皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

防災行政無線の放送内容について、まず1点目の防災行政無線の放送内容の決定方法についてですが、放送内容については、電波法の許可を受けている防災行政事務に関する事項となっており、平成20年度に橋本市防災行政無線運用検討委員会を7回開催し、関係機関や市内各部署の意見も聞きながら、基準となる放送内容リストを確認しました。現在、それに基づき、防災行政無線放送を行っているところです。

振り込め詐欺、行方不明者捜索については、警察署からの要請により放送を行っています。不審者等に関する情報の放送実績はほとんどありませんが、気象警報については、大型台風の接近及び大雨洪水警報による被害が発生するおそれがある場合に放送を行っており、生命、財産にかかわることを中心とした市民の安全安心のための防災行政情報を提供するという役割を十分果たしていると考えています。

また、2点目、他部署からの要請があった場合の対応についてですが、放送内容リストを参考に、緊急性、必要性等をその都度協議しながら放送を行っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問はありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、放送内容なんですけれども、例えば3月18日の話を取り上げますと、当日は外を

見た限りでは、警報が出るのかなというような天候でした。そのときは当時の気象庁の警報発令の範囲が広がったこともあって、対応がしにくかったとは思いますが、しかしながら、やはり警報が発令した、それがちょうど通勤・通学時間にかかる場所であるということから、私はやはり、ここについては市民の生命であったり安心安全にかかわることではないかというふうに感じております。ですから、やはり私が言いたいのは、どんなこととは言いませんけれども、流せるべきものは流して行って、放送を幾つも重ねる。メールもある。そして行政無線もある。それで、どんな形であれ、市民皆さんに周知徹底していく形が重要ではないか。そのように考えております。

そこで、お伺いしたいのは、先ほどから3月18日を事例に挙げさせてもらったので、そのとき、なぜ流さなかったのかというのについてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）3月18日に暴風警報が和歌山県北部に警報された件についてでございます。

防災行政無線での気象警報の放送につきましては、台風の接近や、それから大雨洪水警報に係る被害が発生するおそれのある場合とされておるわけでございまして、今後も市といたしましては、その気象情報を十分精査した中で放送していくという考えでございます。特に和歌山県北部に発令される暴風警報につきましては、友ヶ島に観測所がございまして、内陸部に位置する橋本市と、それから海岸線にある友ヶ島とでは、風の状況が非常に異なる場合というのが多くあります。今回、友ヶ島の観測所でのデータをもとに暴風警報が出され、その警報範囲というのが和歌山県北部ということに発令されたわけでございますけ

ども、実際には、橋本市では大きな風も吹かなかったということでございます。

全て、警報が発令された場合に防災行政無線で放送するということになりまして、特に風もないのに暴風警報が発令されたということになりまして、逆に市民に混乱を招くということにもなりかねないと考えてございます。

気象庁につきましては、本年4月からですが、大雨洪水警報等々のように、できるだけ地域を細分化した情報を流すということになつておるんですけど、暴風警報につきましても、本年4月からその地域を細分化されて警報が出されるということになっておりますので、今回のような、3月のような、和歌山県北部という大きな広範囲の中で警報が出されるということはないと考えてございます。市といたしましては、本市に出された暴風警報が発令された場合、その辺の情報を十分精査した中で、今後、防災行政無線のほうで放送してまいりたいと、かように考えているところでございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）セーフティネットというのは、やはり幾重にも重ねてこそ効果があるのではないかというふうに考えます。

そこで、今、暴風警報のお話をいただいたんですけども、たしか警報については自治体には努力義務とはいえ、市民に知らしめる必要があるというふうに調べたことがあるんですけども、その観点からいけば、精査するのではなくて、警報そのものが発令された場合に、やはり流すのが妥当ではないか。特に防災メールが約2,700件ぐらいだったと記憶しておるんですけども、それだけでは周知徹底はできないのではないかと考えます。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）全ての警報を流し

たらしいじゃないかというんですけども、やっぱり警報によって、その地域の状況を精査するという必要があると私のほうは考えてございます。先ほどから申しましたとおり、観測地点によって全然風の状況が違うということになりますので、その辺はやはりいくら警報が出ていても、本市での風の状況を見ながら、やはりこれは人命とか財産にかかわる、安全ということですか。そういうことを加味した中で必要ということで判断したならば、当然、警報を出していきたいと、かように思っております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）気象庁からの努力義務とはいえ、自治体が市民に対して周知する努力があるというものがあつたかと思うんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。恐らく、これはメールだけでは周知はできにくいと思うんですけども。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）確かに努力義務というのはあるかと思うんですけども、本市の防災行政無線の放送内容につきましても、基本的には、やはり台風、大雨洪水警報等、人命にかかわる、もしくは被害のおそれがある場合ということの前提条件の中で防災行政無線で市民に周知するという事になってございますので、その辺を十分精査した中で放送するという事になるかと思えます。したがって、努力義務はあるんですけども、全て出された警報をそのまま出すというのは、先ほども答弁いたしましたように、逆に市民に混乱を招く場合もございますので、その辺を十分精査したいということでございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）やはり市民皆さまからすれば、情報を得る手段というのは多ければ多いほうがいいかと私は思っております。そ

の中で、3月のこともありました。聞いた話なので裏はとれていないんですけども、一部の生徒は学校へ行った人もおるといふうに聞いております。確かにその当日は風もなかって、結果的には何もなかったかもしれないんですけども、一旦学校へ行った。そこから学校が休みで家へ帰るといふことで、そこでは結果的に風がなかったにしても、そこは生命の危機とまでは言いませんけれども、脅かされる可能性があつたのではないかなといふうには感じております。

次に、不審者情報についてなんですけれども、過去何度も携帯メールのほうへ流れてきております。今年の3月の頭にも不審者情報があつたときには、私も市民会議等々やらせていただいておりますので、辻本議員とともに教育長の部屋で、また当時、市民安全課の担当者とな審者情報等も流してもらえないかというお願いをしました。それはなぜかといいますと、やはり情報がまず圧倒的に少ない。当日、その地域で遊んでいた子どもたちもいてるけどもわからない。保護者にも伝わっていない。メールが流れたのが、たしか発生してから翌日か翌々日だったといふうに考えております。

情報は生き物ですから、その場、瞬時で判断して流していかなければならないと思うんですけども、そういった不審者情報、先ほどの答弁でも過去には流したことはないといふうにおっしゃられておりましたけれども、そのあたりについては、今後も流していく予定がないのかどうかお伺いします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）不審者情報につきましては、警察から教育委員会のほうに連絡が入りまして、防災メールによって配信されているのが現状でございます。警察情報に基づきまして、不審者の中でも非常に市民の生

命に危険性を及ぼすというような犯罪等々にかかわるものでございましたら、当然、警察からの要請に基づいて防災行政無線ですぐに周知するということになるかと思えます。不審者情報の中身にもよりますけども、通常は警察もしくは教育委員会のほうから防災推進室のほうへ情報が寄せられて、そういう不審者情報を防災行政無線で流していただきたいという要請があれば、推進室といたしましては、放送で市民の方に周知するというところで考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）その不審者情報なんですけれども、警察からなり教育委員会からなりというお話でしたけれども、防災行政無線は橋本市のものやと私は思っております。市がつくったものであります。ですから、やはり市の判断としても、これは危険だろうということであれば、もちろん内容にもよるとは思うんですけれども、警察からの要請を待つのかというところがまず一つ疑問に感じます。特に3月の場合は、そのときはちょうど子どもが触られたですとか、もしかしたら、これは仮定に話なので、どうこうは言えませんが、誘拐されたりという可能性もあったのかもしれない。その情報が全く知らされていない。それは保護者も、地域にとってもそうなんですけれども、知らされていないということを考えた場合に、本当に市民の安心安全を守るのであれば、こういうことは、これからはどんどん表へ出していくべきではないかというふうに考えておるんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）不審者情報につきましては、直接防災推進室のほうに情報が入るということはありません。したがって、市としても、すぐに防災推進室が主体となっ

て流すということは、現在、ございません。先ほどからも申しましたとおり、警察から情報が寄せられる、もしくは教育委員会から情報が寄せられるということに基づいて、防災推進室のほうで防災行政無線を通じて市民に周知するというようになっておりますので、今後も情報が寄せられた中で中身を精査して放送していくということになるかと思えます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ありがとうございます。内容については精査することなんですけれども、最終的に決定するのは、室になるんですか。お願いします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）防災推進室が中心になるわけなんですけども、当然、私のほうにも相談がございまして、場合によっては市長、副市長まで相談した中で決定していくということになるかと思えます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）先ほどから、教育委員会なり警察からという話があるんですけれども、教育委員会としては、そのような情報というのはタイムリーでとれておりますでしょうか。また、過去は仕方ないんですけれども、これから室に対して、そういう要請、緊急事案であるからこそ連絡を入れてほしい、そういう要請。これは不審者だけではなく、気象情報も発令時間によっては、ついて回るようになるんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）不審者情報につきましては、メール配信され次第、そのメールでつながっている人については、すぐさま連絡が入るようにしてございます。そして、いわゆる学校関係についても、不審者出没の近い

学校においては子どもたちに注意するようにご指導いただいております。不審者メールにつきましては、2,700件以上契約していただいているんですけれども、保護者にもかなりの確率で伝わっている、そういうふうに理解してございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）結局、先日、先々日ぐらい、もうちょっと前かな、あったんですけども、かなりのタイムラグが発生してしまっているという現状があります。この間も1日遅れか2日遅れで不審者情報がメールのほうで流れていました。これはもちろん、情報がちゃんと上がってこなかったという形にもあるのかもしれませんが、そのあたりを考えても、もしかしたら課内でも、ひょっとしたら情報が一部滞っていないかという不安も感じておりますので、そこについてはやはり、これは教育委員会ではなくて、全部の部署になるかと思うんですけれども、そういうのがあった場合には、上げていってほしいと思います。

次に、起こってはいけないんですけれども、ほんまに緊急時、何かあった場合に、例えば各部長であったり教育長であったりの判断で放送することが不可能なのかどうか。並行して、室にも情報としては上げるんですけれども、これは明らかに緊急性があるよと。けど、何らかの事情で連絡がつきにくい場合ですとかは、各部長、教育長等々の判断で流すことはできないのかについてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）各組織、部署ごとできちんと明確に情報を収集して市民に緊急的に情報を流す必要があるという判断をした場合は、それを受けて防災推進室のほうで流すことは可能だと考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ということは、どんな形であれ、一旦、室に上げなければならないという解釈でよろしいですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）防災行政無線の所管課というのが防災推進室でございますので、一旦やはり防災推進室のほうへ上げていただくというのが通例でございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）やはり、これはタイムラグがどうしても発生してしまうというのが一番懸念しています。今後、どのような災害や不審者等々あるかわかりませんが、情報は生き物ですから、いかにタイムリーに市民皆さんに届けていくのが大切かというのが重要だと思うんですけれども、そこで一旦室という形になりますと、どうしてもタイムラグが発生することは、担当課としてはやむなしという考えでよろしいですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）中身によって、非常に市民の生命にかかわる犯罪が発生したとかという、非常に緊急的な、かつ重要なものにつきましては即座に対応可能だと考えております。その場合につきましても、一旦情報が防災推進室に来なければ、何ら対応ができません。即座に防災推進室のほうへ連絡をいただきましたら、私どものほうですぐ即決して判断させていただきたいと、かように思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）例えば、各学校なり地域には防災無線の基地があります。そこでハンドマイクも使うことが可能やと思います。例えば学校の場合、そこでは校長先生もいらっしゃいます。管理職がいらっしゃいます。その中でも、先ほどから情報は生き物やと言っていますとおりに、とにかく緊急的に対

応しなければならない事案が発生するかもしれない。そのするかもしれないということを考えた場合に、やはり独自でも判断できる、もしくは仮に学校だと仮定すれば、教育長なりに判断を仰いで、もうゴーやよという形もこれから要るのではないか。そういうマニュアルとまでは言いませんけれども、形も必要なのではないかというふうに考えるんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）事の重大性によって、即決してその場で判断するというのも可能でございます。その場合、市といたしましては、できるだけ事前に電話連絡でもいただきたいということがありますけども、しかし、時間的な余裕がない場合には、事後でも可能だと思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）今までのお話を聞いていましたら、なかなかメールと防災無線の併用というのは難しいのかなというふうに考えておるんですけども、やはり、この防災無線そのものができた趣旨を考えた場合に、いかに市民皆さんに情報を発信するか。それはさまざまな自然災害であり、不審者等人的な災害もあるかと思うんですけども、未然に防ぐために、今、こういうことが起こっています、注意してくださいというのが大切だと思うんです。ただ、先ほどからの答弁を聞いておったら、なかなかそっちを向いては進みにくいんじゃないかと。せっかくあるこの防災無線をうまく活用していかなければ、何のためにつくったのかわからないというふうに感じます。

例えば、熊本県の阿蘇市なんかでは、防災無線もあるんですけども、防災を傍受できるシステム、小さいこんな無線機なんですけ

れども、各戸に無償で配布して、現在、市の戸数全体の約95%に配布済みであるというふうに聞いております。直接担当課に電話して聞いたんですけども、やはり、それ何のためかといいますと、情報をどんな状態であってもとれるようにしなければならない。いつ何どき、何が起こるかわからない中で、常に情報を市民の方に周知させる必要があるというふうに行政が考えた結果、この方法が一番妥当だろうということだというふうにお伺いしております。

すなわち、何度も言うんですけども、セーフティネットを幾重にも重ねて行って、さまざまところから情報をとれる。そのような形をつくって行ってこそ、本来の安心安全のまちづくりにつながるのではないかというふうに考えておるんですけども、その観点からいきますと、今の防災無線の使い方では、ちょっと橋本市は動きにくいのではないかな。言いかえれば、橋本市の防災体制、これは防災無線に関して、情報の発信に関してになるんですけども、防災体制が本当にこのままでいいのかというふうに感じるんですけども、もしそのあたり、市長お答えいただけたらありがたいんですけども、橋本市の防災体制で、今ちょっと、私が思うには、情報が市民の皆さまに伝わりにくい状況になっているところについてお伺いしたいです。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）防災行政無線の活用状況等々もご質問がございましたので、その辺も触れて説明させていただきたいと思えます。

平成24年度の防災行政無線の活用状況でございますけども、まず、気象情報が3件、行方不明者探索が5件、振り込め詐欺情報や注意喚起が11件、それからイノシシ駆除の関係が3件、選挙啓発2件、それから子局を限定

いたしまして、地域限定の放送ということで、地域の防災訓練の関係が12件、それから地域の祭り、イベントで11件、地域の清掃活動等々で7件、あと交通規制の関係で1件というような実際の活用状況でございまして、広くいろんなイベント等も周知するという行政関係の情報を市民の方に周知するというのが、一番防災行政無線の長所かと思うんですけども、ただ、先ほども議員からおただしがありましたとおり、各戸に対しての受信機配布ということになりますと、市といたしましても、現在のところ、非常にこの前からいろいろ話がでていきますように、財政的なこともございませし、現在の防災行政無線が129の子局まで、市内全域にわたって配置されているという状況の中では、各戸に対して受信機を配布するというようなことは現在、考えていないわけでございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）各戸に対してやってくれと言っているわけではないんですけども、橋本市の防災体制として、市民皆さんに情報を発信する場合に、やはり現状のメールだけでは少し足り苦しいのではないか。約2,700件ということですので、少し足りないのではないか。しかし、そこで、防災行政無線を活用して気象情報なり不審者情報なり等を発信することで、情報がいろんな形でとれていく。それが一つの防災のスタートになると考えておるんですけども、そのあたりからメールと並行して、内容にもよるの重々承知しておるんですけども、防災無線を併用して流すことはできないのかについてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）市民に周知する方法といいますと、防災行政無線、さらに防災はしもとメール、それからエリアメールとい

うような、いろんな手法が重なって、できるだけ多い市民の皆さまに周知するというのが一番いい結果だと、かように思っております。

したがいまして、市といたしましても、防災行政無線と、それから防災はしもとのメール配信につきまして、できるだけ市民の方に多くの方に登録をしていただいて、その防災行政無線の補完的な役割ということになるように、市としても努力をしてみたいと、かように思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ぜひそのようにやっていただきたい。できるだけ流していただきたいのと並行して、やはり結構学校関係も多くなってくる可能性もありますので、そのあたりの情報をきっちり各課は室のほうに上げて、それがよりよく市民の皆さんに伝わるような形をとっていただきたいと考えております。

これで一つ目は終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、エレベーター防災に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（北山茂樹君）登壇〕

○総務部長（北山茂樹君）本市の庁舎関係におけるエレベーターの管理状況についてお答えします。

庁舎関係では、市役所本庁舎に1基、教育文化会館に2基、保健福祉センターや市内小・中学校等にエレベーターを設置しています。

1点目のエレベーター管理会社と本市間における緊急時の救助、復旧対応策についてですが、管理については業者と保守点検業務の委託契約を結んでおり、緊急時には担当営業所よりサービスマンが来て対応することとなっています。

また、2点目の本市職員が緊急停止したエ

レベーターを動かせるのかとのご質問ですが、市営住宅伏原団地4階と産業文化会館を除く施設については、新しい機種であり、地震時等で電源が落ちた場合でも、最寄りの階で停止し、扉が開放される仕組みとなっています。

なお、本庁舎については、途中階で停止した場合の開放手順を職員が把握しており、鍵も預かっています。

3点目のエレベーター防災備蓄ボックスの設置についてですが、万が一、災害時等にエレベーター内部に閉じ込められた場合の対応は検討しておく必要があると考えます。

議員おただしのエレベーター用備蓄ボックスについては、現在のところ、大都市部を中心とした設置状況であると聞いていますので、今後、調査研究してまいりたいと考えます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問ありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）このエレベーターの災害用の備蓄ボックスについて、いろいろ調べていく中で、ちょうど偶然にも私の友達がエレベーターの管理会社に勤めておまして、彼は阪神大震災も、その後、異動になって埼玉へ住んで、東日本も経験したということだったんです。その彼からさまざまな情報をいただく中で、橋本市にはエレベーターを管理する会社が、たしかなかったのではないかというふうに言うてました。そういう場合に、彼の経験からすると、現場まで行くためには、不幸にもエレベーターがとまるような災害が起こった場合には、道であったり、そこまで通じるのに何時間かかるのかわからないということを考えていけば、やはり事前に準備していく。それは備蓄ボックスということで準備していく必要があるのではないかというふうに教えてもらいました。

確かに大都市圏では、各担当者にエレベーター

をあける方法も教えていっているということなんですけれども、ただ一つだけ注意してほしいと言われたのは、非常用の電源が必ず作動するとは限らないと。実際、東日本の後なんかでも、それは都市部なんですけれども、非常用電源がついていたにもかかわらず、結局途中でとまって、そのまま動かなくなったという事例もたくさんあるという観点から考えれば、やはり要るものは要るという、特に救出の優先順位等々を考えた場合に、どうしてもエレベーターは遅くなってしまいます。それは管理会社が現地、今回の場合は橋本市なんですけれども、着けるかという問題も含めて遅くなってしまおうというふうに言われております。

そこで、担当者が来るということやったんですけれども、それはどちらから来られるのでしょうか。全部じゃなくていいです。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）全ての把握をしているわけではないですけども、近くでは河内長野市、それから和歌山市等々でございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ということは、もし、そういう大きいことが起こった場合に、もしかしたら本市へなかなかたどり着けない可能性もあるということだと思います。

消防長に教えていただけたらありがたいんですけども、例えば伊都消防なんかでも各自治体のある程度のエレベーターの鍵は持っているというふうに聞いております。恐らく橋本消防も持っているかと思うんですけども、まずは鍵を持っているのかどうかと、不幸にもそういう災害が起こった場合、優先順位というのがさまざまあるかと思えます。もちろん火災が発生すれば火災からというふうになっていくかと思うんですけども、不幸にも災害が起こった場合に、エレベーターに

閉じ込められている人を救出するには時間がかかるかと思うんですけれども、そのあたりについて教えていただきたいです。

○議長（石橋英和君）消防長。

○消防長（大谷 明君）エレベーターの解錠キーにありましては、平成21年3月に6社、12種類の解錠キーを2セット分、配置しております。それと、大規模災害時にエレベーターの閉じ込め事故が発生すると、可能性がりますので、そのときには、建物の倒壊によりまして、生き埋め事故等も発生することが考えられます。このような場合、どちらを優先して救助隊を出動させるかにつきましては、消防力にも限りがありますので、現場の状況等を把握しまして、優先順位をつけて対応する必要があります。そのため、ただちに生命の危険のないエレベーターの閉じ込め事故につきましては、対応が遅れる可能性もあると考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ありがとうございます。

私もエレベーター管理会社にいろいろ聞いてみました。管理会社としての優先順位、これは一つの会社なので、全てがそうではないかと思うんですけれども、まず、優先順位一つ目としては、病院や老人ホームなどのエレベーターを優先して、その後、警察や公共交通機関に移行していくということでした。ということは、どうしても大規模災害の場合はいたし方ないのかもしれないんですけれども、どうしても取り残される可能性があるというふうに感じます。

そこで一つ紹介したいのが、これは2009年2月の話なんですけれども、神奈川県藤沢市では、清涼飲料水のメーカーと災害の協定書を交わして、エレベーターの備蓄ボックスを無償で入れていただいております。それがこ

こに簡単な新聞記事があるんですけれども、市役所新館内に、災害時に飲料水を無償提供できる自販機2台とエレベーター3基に非常固形食料などが入った防災備蓄ボックスを設置していると。これは無償ということです。恐らくその裏にはさまざまな契約はあったかと思うんですけれども、この財政厳しい折、確かにエレベーターの備蓄ボックス、物にはよりますけれども、10万円前後、一つ当たりかかってくるのではないかというふうに考えます。そこで、そういう災害協定の中で無償もしくは格安で企業と提携を結ぶことで、これは設置していける可能性があるのではないかというふうに感じるんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）藤沢市の事例をいただいたんですけども、橋本市におきましても、各公共施設に自動販売機等を設置しとるわけでございますけども、きのうの4番議員の答弁でもありまして、まずやっぱり障害者の方の施設から自動販売機を優先的に設置をしているという状況もございますし、その残りについては、公募によって、県内もしくは市内の業者に入れていただいているというふうな実情でございます。

例えば、保健福祉センターの場合は、去年1月に開園しまして、そこは三つの自動販売機がありまして、一つは障害者施設からの自動販売機、それから残る二つは緊急地震速報をつけるという条件のもとで、2基の自販機を無料で設置していただいている状況でございますので、先ほどから大手一流メーカーの飲料水のメーカーがそういうことで設置したい。その条件にエレベーター用備蓄ボックスを提供したいというようなご提案がありましたら、それも含めて検討はさせていただきたいと、かように思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ありがとうございます。
今年の1月ですね、福祉センターの開園はね。

今、部長の答弁は、申し入れがあればということだったんですけれども、逆に、こちらからないですかというような話もできやんかなというふうに考えます。というのは、やはり他市でも事例もあるし、難しいのは重々承知しておるんですけれども、いつまでも待っていても何もアクションが起きてこないのではないかというふうに感じます。ですから、これが清涼飲料水のメーカー、自販機のメーカーだけのものなのか、もしかしたら私自身も調べ切れてはいないんですけれども、ほかにもあるかもしれない。やはりメーカーにとっても、そういう寄附行為というのは、すごい会社のネームバリューも上がりますし、そのあたりをとっても、調べていく価値はあるのではないかというふうに感じるんですけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）確かに市といたしましては、非常に、無料でそういうことで設置していただけるということには、ものすごい好条件でございますけれども、やはり自動販売機設置については、例えば市内の業者等々も関係もございますし、それから障害者施設の関係もございますので、その点は十分検討していかなければならないと、かように思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）自販機以外のところでも調べる余地があるのではないかと質問させてもらったんですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）自販機以外にとい

うのは、今、思い浮かんでこないわけですが、その点も十分検討するべきことかなとは思っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）やはり、特に橋本市も恐らくほとんど、それは民間も公も問わずなんですけれども、エレベーター備蓄ボックスは設置されていません。その中で、メーカー、エレベーターの管理会社とも話していく中で、やはり大都市はもちろん財政的にも余裕がある。そして市民の関心も強いというか、声の大きい市民が多いみたいな言い方はしたんですけれども、それは別として、やはり、自治体が率先して入れていっていただく。備蓄ボックスを入れることで、それがその地域にあるほかの民間のエレベーター関係、エレベーターを所持する建物であったりとかに波及していくというふうに言われております。もちろん、例えばホテルなんかでは、もう今必ずついておりますでしょうし、来年ですか、ルートインもできるんですけれども、恐らくそこはつけてくれるとは思っていますけれども、やはり、そういうこと、つけてほしいという要請も将来的に行政が民間に、もしかたらしなければならぬ。それをしなくても、エレベーターには備蓄ボックスがついていますよというのを発表することで、そこに民間がついてくる可能性もあると考えております。

先ほどから設置については、検討、調査というお言葉をいただいておりますけれども、これは設置する方向で検討してくれるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）市といたしましては、他市の事例、最近では、まだまだ自治体への普及率というんですか、そういうところも高くなっていないということもあるわけですが、これは徐々に今後増えていくであ

ろうというように考えておりますので、市といたしましても、その設置する、しないも含めた中で、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）確かに予算のこともあります。そして、防災については、国から発表されることってどんどん変わってきて、それはすごく今、市にとって、行政にとってしんどいことも多くなってきているのは事実です。しかしながら、市民の安心安全と考えた場合に、やはり市としても何らかの手段を講じなければならない。部長答弁では、する、しないも含めて検討というふうにおっしゃっていましたが、私はこの質問をするに当たって、なぜこの質問をしたかという、ちょうど教育文化会館で一緒になった方が、もし今このままとまったらどうなるんやろうというふうに言われていました。ということは、利用されている方もそういう不安を持って乗っている。そのときふと思ったことかもしれないけれども、やはり、今とまったらどうなるんやろう。私も聞かれました。ここ上あけたら外へ出られるんかという。それは映画だけの話やでみたいな話もしたんですけども、やはり市民、特に市の施設を利用される方は、そういう不安を持っておるということがあるんです。ですから、本当に考えていくのであれば、もちろん、これは予算がついて回ることもありますから、ただちにどうこう、ほかにも防災関係ではさまざましなければならぬことも重々承知しておるんですけども、設置する方向で検討するのが市としての責務ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）エレベーター備蓄ボックスにつきましては、先ほど議員がおっ

しゃられたとおり、利用者が今閉じ込められたらどうするんだということの発想の中で生まれたのが備蓄ボックスだと聞いております。やはり、閉じ込められたときに、一番利用者の方が心配するのは、出られるのか出られないのか。このままどうなるんだという心理的な不安というのが非常に大きいわけでございまして、その辺のエレベーターの備蓄ボックスを設置することによって、心理的な不安の解消にもつながるといえるわけでございすけども、その辺も十分踏まえた中で、市として今後検討してまいりたいと、かように思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ぜひ検討していただきたい。やはり、市役所で閉じ込められて何時間も出られへんかってんというのは具合悪い。もちろんその状況にもよるんですけども、けど、閉じ込められたけれども、中に水あってよかったよ。3時間閉じ込められたけれども、飲む物も食べ物もあったと。だから怖かったけどちょっと安心したというのを出していくのが市の役目でもあるというふうに考えておりますし、それが民間に広がっていくんちゃうかなというふうに私は考えておりますので、ぜひそのあたりも検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩いたします。

（午前10時23分 休憩）